

兵庫県公報

令和4年10月5日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、教育職員免許法に関する手数料のうち、教育職員免許状有効期間更新手数料等が廃止されることに伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第44号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項12中(7)及び(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、(11)から(14)までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。